

総合事業における共生型サービスの創設(案) について

平成31年3月19日

健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

1 共生型サービスについて

原則、介護保険制度優先の下では、障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあった。



制度・分野ごとの縦割り



平成30年4月から共生型サービス開始(全国一律)

障害福祉
事業所
(一部)



そのままの基準で

介護保険
事業所
(共生型)

障がい児、者・高齢者が、同じ事業所でサービスの提供を受けることが可能となった。

2 共生型サービスの現状について

ただし、平成30年4月から開始されている共生型サービスは要介護認定者に対するサービス



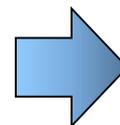
要支援認定者に対する訪問・通所サービスは総合事業



総合事業における共生型サービスについては、市町村ごとに検討する必要がある。

本市の状況

対象者	サービス区分	根拠	共生型サービスの状況
要介護1～5	給付	介護保険法	平成30年4月より実施(全国一律)
要支援1・2 事業対象者	総合事業	市の要綱	実施していない



共生型サービスなのに…
要介護認定と
要支援認定で、
差が生じている状況

3 総合事業における共生型サービスについて

根拠

地域支援事業の実施について(平成18・6・9 厚生労働省老健局長通知)

「旧介護予防訪問介護等(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護)に相当するサービス以外のサービスとして、市町村の判断により、共生型サービスを参考としたサービスを創設することが可能である。」

総合事業における共生型サービスを創設していなかった理由

本市を含め、阪神北圏域において、要介護認定者に対する共生型サービスの事業所がまだない。



総合事業は地域づくり

地域において、共生型サービスの必要性が高まってから創設すべきと判断。

4 アンケート調査の実施

アンケート調査を実施

総合事業における共生型サービスの必要性を判断するため、市内障害福祉サービス事業所に対し、アンケート調査を実施した。

対象と回答率：要介護認定者に対する共生型サービス(国基準)の対象となっている
市内障害福祉サービス事業所：87事業所

	サービス名	対象事業所数	回答事業所数	回答率
訪問	居宅介護	9	6	66.7%
	重度訪問介護	9	6	66.7%
通所	自立訓練	2	2	100%
	生活介護	8	8	100%
	児童発達支援	21	10	47.6%
	放課後等デイサービス	38	16	42.1%
計		87	48	55.2%

5 アンケート調査の質問について

質問

問:総合事業において要支援認定者に対する共生型サービスを創設し、下記報酬額を設定した場合指定を受けられますか。

要介護認定者に対する共生型サービスの報酬(国基準)を参考にした単位数		
	サービス名	報酬
訪問	居宅介護	従前相当サービスの報酬と同額 <small>ただし、障害報酬の考え方は継続 ①基礎研修課程修了者の場合は、70/100 ②重度訪問介護研修修了者の場合は、93/100</small>
	重度訪問介護	従前相当サービスの報酬 × 93/100
通所	自立訓練	従前相当サービスの報酬 × 95/100
	生活介護	従前相当サービスの報酬 × 93/100
	児童発達支援 放課後等デイサービス	従前相当サービスの報酬 × 90/100

6 アンケート調査の結果について

結果

指定	事業所数	割合
受ける	9	18.8%
受けない	35	72.9%
不明	4	8.3%

【指定を受ける理由】

- ・利用者さんが希望するなら、ずっと支援は続けたい。
- ・これからは、子どもと高齢者が共に生活できる場が必要と考えている。
- ・その方が利用者にとって良いから。等

【指定を受けない理由】

- ・現在、65歳を迎える利用者がいないため。
- ・対象者がいた場合に検討する。
- ・共生型サービスについて、まだ理解できていないため。等

結果より、総合事業における共生型サービス創設の必要性があると判断した。

7 総合事業における共生型サービス基準・対象について

要介護認定者に対する共生型サービス(国基準)

【基準】

障害者総合支援法、児童福祉法における指定を受けた事業所であれば、基本的には介護保険制度における共生型サービスの指定を受けることができる。

【対象】

	障害福祉サービス		介護保険サービス
訪問	居宅介護 重度訪問介護	⇒	共生型訪問介護
通所	生活介護 自立訓練 児童発達支援 放課後等デイ	⇒	共生型通所介護 (地域密着型を含む)
短期 入所	短期入所	⇒	共生型短期入所 (予防を含む)

総合事業における共生型サービス(案)

【基準】

障害者総合支援法、児童福祉法における指定を受けた事業所であれば、基本的には総合事業における共生型サービスの指定を受けることができる。

【対象】

	障害福祉サービス		総合事業
訪問	居宅介護 重度訪問介護	⇒	<u>共生型訪問サービス</u>
通所	生活介護 自立訓練 児童発達支援 放課後等デイ	⇒	<u>共生型通所サービス</u>

8 総合事業における共生型サービス報酬について

要介護認定者に対する共生型サービス(国基準)

【報酬】

介護保険サービス事業所の人員基準等を

- ・満たしている場合は、同じ報酬額
- ・満たしていない場合は、減額した報酬額

	サービス名	報酬
訪問	居宅介護	介護報酬額と同額 ただし、障害報酬の考え方は継続 ・基礎研修課程修了者の場合は、70/100 ・重度訪問介護研修修了者の場合は、93/100
	重度訪問介護	介護報酬額 × 93/100
通所	自立訓練	介護報酬額 × 95/100
	生活介護	介護報酬額 × 93/100
	児童発達支援 放課後等デイ	介護報酬額 × 90/100

総合事業における共生型サービス(案)

【報酬】

介護保険サービス事業所の人員基準等を

- ・満たしている場合は、同じ報酬額
- ・満たしていない場合は、減額した報酬額

※基準緩和型サービスの報酬設定と同様の考え方

	サービス名	報酬
訪問	居宅介護	従来相当サービスの報酬額と同額 ただし、障害報酬の考え方は継続 ・基礎研修課程修了者の場合は、70/100 ・重度訪問介護研修修了者の場合は、93/100
	重度訪問介護	従来相当サービスの報酬額 × 93/100
通所	自立訓練	従来相当サービスの報酬額 × 95/100
	生活介護	従来相当サービスの報酬額 × 93/100
	児童発達支援 放課後等デイ	従来相当サービスの報酬額 × 90/100

9 近隣市の状況等について

近隣市の状況

総合事業における共生型サービスの実施状況・報酬の考え方・指定事業者数について

	尼崎市	西宮市	明石市	宝塚市	神戸市	川西市	三田市	姫路市	芦屋市
実施状況	実施 (H30.10~)	実施 (H31.1~)	実施 (H30.10~)	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
報酬	国基準と 同じ減算率 を適用	国基準と 同じ減算率 を適用	国基準と 同じ減算率 を適用	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
指定事業者数	0	0	0						